

## 国民発議への道 リンク先

リンク<法案の骨子>から

<法案の骨子>

### 第1章 総則

- (ア) 目的：この法律が、日本国憲法の大原則である国民主権原理をより実効的なものとし、我が国の民主主義をより国民に身近なものとするため、国民による法律の制定、廃止、又は改正に対する発議、及び国会がその議決に際して斟酌する諮問的国民投票その他の方法を定めることを目的とすること
- (イ) 定義：国民発議、諮問的国民投票、電子的方法による国民意思調査等についての定義を行うこと

### 第2章 国民発議

- (ア) 国民発議の方法：5万人以上の連署等をもって、その代表者から、両議院の議長に対して、法律の制定又は改廃の請求をすることができること
- (イ) 発議等の請求を受け付ける機関：両議院の長が請求を受け付けること
- (ウ) 発議等請求の対象：①国の立法及び政令等の制定又は改廃、②国が締結する条約の批准の可否に関するもの、③日本国憲法の改正についての発案をその対象とすること
- (エ) 請求代表者：請求代表者は、連署を集めるのに先立って、請求受付機関に対して、請求の要旨その他必要事項を記載した書面を添えて提出し、請求代表者の証明を受けると共に、連署の様式等を調整すること。
- (オ) 連署等の方法：連署は、請求代表者と請求受付機関の調整に基づき、所定の様式の署名簿に記述する方法又は別途政令で定める方法で収集すること、連署は請求受付機関への請求代表者登録から、3か月以内に行うこと
- (カ) 請求の要旨の公表：請求受付機関は、請求代表者、請求の要旨、連署期間について、遅滞なく公表すること
- (キ) 連署の提出と審査：請求代表者は、収集した連署が発議に必要な数に達した場合には、連署期間内又は連署期間満了の翌日から10日以内に、請求受付機関に対してこれを提出すること、連署の提出を受けた受付機関は、その提出を受けてから20日以内に、連署等の審査を行い、その効力を決定し証明すること
- (ク) 国会への付議：国会への発議請求については、連署が有効であると証明された日の翌日から20日以内に、衆議院又は参議院のいずれかにこれを付議しなければならないこと
- (ケ) 代表者の意見陳述、意見聴取：国会に付議された法案については、審議する委員会において、代表者の意見陳述の機会を設けること、それに関連して内閣が政令等の

制定改廃を検討するに際しては、代表者の意見を聴取すること

- (コ) 政令等の改正：内閣は、国会に付議された内容が、政令の制定や改廃を必要とするものであるときは、必要な政令の改正案等を作成し、国会に報告すること
- (サ) 結果の公表：法律案の発議請求については、両議院は、審議の内容及び採決の結果を公表すること、法律案の制定、改廃によって政令等の制定、改廃が伴う場合には、内閣は、その内容を公表すること
- (シ) 諮問的国民投票を伴う国民発議：法律の国民発議請求においては、50万人の連署をもって、当該法律の制定又は改廃に対する国会の議決を行うのに先立って、諮問的国民投票を実施し、その内容を十分に参酌するよう請求することができること
- (ス) 電磁的方法による国民意思調査を伴う請求：法律の国民発議請求において、10万人の連署をもって、その請求に対する国会の議決又は内閣の判断に先立って、電磁的方法によって国民の意思を調査し、その結果を公表するよう請求することができること

### 第3章 諮問的国民投票

- (ア) 投票に付することができる事項：法律の制定、改廃、条約の承認、その他国会の議決に関する事項を諮問的国民投票に付することができること
- (イ) 実施の要件：①総議員の過半数の要求がある場合、②国民発議において50万人の連署が付された場合に実施すること
- (ウ) 投票の資格者：投票実施日において国政選挙の選挙人名簿に記載されている者とする
- (エ) 諮問的国民投票等管理委員会：①諮問的国民投票の管理するために、国会が管理委員会を組織すること、選挙管理委員会に事務の一部を委任し又は協力を求めることができること、②電磁的方法による国民意思調査についても同委員会がその管理を行うこと、その事務を行政機関に委任し又は協力を求めることができること
- (オ) 投票の形式：諮問的国民投票は、原則として、議案等への賛否を二者択一で問う形式とすること、一回の諮問的国民投票において、複数の判断を投票することは妨げられないこと
- (カ) 投票の実施日：投票は、対象となる議案等についての委員会質疑が終了した翌日から14日以上30日以内の日に行うものとする
- (キ) 投票の方法：投票の方法は、憲法改正の国民投票の方法に準じるほか、政令で定めること（将来的には電磁的方法を利用すること）
- (ク) 投票の秘密保持：投票は秘密投票とすること、電磁的方法による投票を実施する場合には、匿名化処理を行うこと
- (ケ) 結果の公表：投票の結果は、投票から3日以内に公表すること、電磁的方法による投票を実施した場合には、年齢、地域等の統計的分析を行った内容についても公表すること

- (コ) 委員会及び本会議への報告：投票の結果は、管理委員会から当該議案を審議した委員会及び本会議において報告されること、委員会及び本会議では、報告を受け、その内容を十分に斟酌したうえで総括的質疑および討論を行うこと
- (サ) 国民への説明：両議院の議長は、諮問的国民投票の結果を踏まえて行われた国会決議の内容について、議決後速やかに国民に説明すること

#### 第4章 電磁的方法による国民意思調査

- (ア) 調査の対象とすることができる事項：諮問的国民投票に付することができる事項に加え、国民の権利利益に重要な影響を与える国政上の判断を対象とすること
- (イ) 実施の要件：①国会の総議員の1/3以上の要求があること、②国民発議において10万人の連署が付された請求が提出された場合に実施すること
- (ウ) 調査対象：日本国民のうち政令によって定める一定の年齢以上のものを対象とすること、年齢としては国政に対して一定の意思表示を行うことが可能な年齢（例えば10歳など）とし、一定の未成年を含めること
- (エ) 調査期間：実施要件が満たされた日の翌日から、14日以上30日以内の期間に行うこと、最長を5日間とする複数日調査を可とすること
- (オ) 調査の方法：政令で定める電磁的方法によること、具体的には、マイナンバーとスマートフォン等を利用し、意思表示の重複を防ぐ手立てを講じること
- (カ) 匿名化の方法：表示された国民意思は、個人が特定されない形に匿名加工され、統計的に処理された形で分析・公表されること
- (キ) 電磁的方法による調査の支援：管理委員会及びそこから委任を受けた行政機関は、電磁的方法に習熟していない国民を対象として、十分な調査を行えるよう、意思表示の支援を行うこと
- (ク) 調査項目等の設定：管理委員会は、調査を行うに際しては、調査項目や選択肢の設定にあたり、恣意的な誘導等が危惧されることが無いよう、原則として二者択一の選択肢とするなど、十分な配慮を行うこと。また、調査の実施が国民発議による場合には、国民発議で求められた調査方法を最大限尊重すること。
- (ケ) 調査結果の報告：管理委員会は、両議院に対して、調査実施から10日以内に、調査結果及び一定の統計的分析を行った結果を報告すること、また、国民に対しても、調査結果及び匿名化処理を行った統計情報を公開すること

#### 第5章 付則

- (ア) 国民発議等の実施状況の調査と報告：本法律施行後、組織された管理委員会は、国民発議等の実施状況を調査し、毎年1回以上、その結果を国会に報告すること
- (イ) 国民発議等の成立要件の継続的見直し：本法施行後、実施された国民発議等の成立状況、その内容、制度濫用疑い事案の有無等を考慮し、本法施行から5年を経過した時点で、国民発議等の成立要件について見直すものとする。この見直しは、その後も5年ごとに行うものとする

(ウ)電磁的方法の活用についての見直し：国民意思調査における電磁的方法をより効率的かつ有効なものとするために、管理委員会はその下に諮問機関を組織し、随時見直しをはかるものとする。得られた電磁的方法の活用手法については、これを諮問的国民投票にも応用し、本法施行後5年程度をめどに、諮問的国民投票においても電磁的方法を原則とするものとする。